

第 4 4 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定のうち、形式上の不備が認められることを理由として請求を却下した決定は妥当であるが、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由に非公開とした決定は妥当でないので取消し、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年12月10日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2019年度について、

①教員による、「体罰」「体罰としてではないかと問題になった」件についてわかるもの、（不適切対応も含む）なお、報告書（市教委に）はされていないが校内で報告、通知などされた件も含む。児童・生徒、保護者、職員等からの学校長等へ通知されたものあれば含む。（以下「本件請求内容①」という。）

②市教委から、文科省への2019年分（ないときは近々のもの）「体罰」「体罰ではないかと調査した件」についての報告された内容についてわかるもの及び「報告」にあたっての文科省の通知内容のわかるもの。（以下「本件請求内容②」という。）

- 2 同月18日、実施機関は、審査請求人に対し、請求書の記載内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正①」という。）。

- (1) 実施機関は、本件請求内容①について「体罰」及び「体罰ではないかと問題になった件」のうち教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に報告されておらず学校で報告・通知される件はないことを示した上で、審査請求人が過去に行った類似の行政文書公開請求の内容を踏まえ、実施機関が保有する行政文書の名称を提示し請求内容を確認した。

また、本件請求内容②について「文部科学省から体罰もしくは体罰ではないかと調査した件について報告を求められた際の通知文書及びこれに対して実施機関が提出した文書」と解釈してよいかとの補正を行った。

なお、実施機関は補正①によっても請求の対象となる行政文書の特定が難しい場合は、再度補正を依頼することや、条例第 6条第 1項第 2号に定

める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠けるものとして、形式上の不備が認められるため却下することがある旨を申し添えた。

(2) 同月21日、審査請求人は、本件請求内容①について「各学校への調査をされていないことはわかりましたが、体罰もしくは不適切行為と学校長が判断した場合で、報告書が提出されていないという説明でした。しかし体罰もしくは不適切行為ではないと学校長が判断したとして、報告がなされない場合の事案も含むということです。学校長が、教員のみ聞き、児童生徒に聞き取りをしないこともあるのではないですか。」と回答した。

また本件請求内容②については補正①のとおりでよいと回答した。

3 同月24日、実施機関は、審査請求人に対し、補正①の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正②」という。）。

(1) 実施機関は、補正①の回答を踏まえ、本件請求内容①について「令和元年度に児童生徒、保護者又は教職員から学校長に対して、体罰又は不適切な行為の疑いがあるとの申出があったが、学校長が体罰でも不適切な行為でもない判断し、事務局に報告していない事例がわかる文書」と解釈してよいかとの確認をした。

(2) 同月28日、審査請求人は、補正②について、以下のとおり回答した。

- ・2019年度おきて学校から報告のあったもの
- ・学校で報告や聞き取り調査などされたが事務局へ報告（書）が提出されていないもの
- ・児童・生徒・保護者等から報告、問合せがあり、調査がなされ、報告書が提出されたもの
- ・児童・生徒・保護者等から報告、問合せがあり、調査がなされ、報告書が提出されなかったもの

4 令和3年1月15日、実施機関は、審査請求人に対し、補正②の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正③」という。）。

(1) 実施機関は、補正②の回答を踏まえ、本件請求内容①について、令和元年度に学校から事務局へ提出された「体罰ではないかと問題とされ調査した事件（報告）」（以下「体罰報告書」という。）及び「指導が不適切ではないかと問題とされ調査した事件（報告）」と特定してよいか確認した。

また、学校長が体罰と判断した場合は必ず事務局へ報告されることから、

報告書が提出されていない件は存在しないこと及び体罰ではないと判断された事案は、どのような事案が該当するか不明瞭であり学校等にあるすべての文書を探索する必要がある、調査範囲が広範で、文書特定までに相当の期間を要することを示した上で、請求の対象となる学校や事案などを具体的に示すよう依頼した。

(2) 同月18日、審査請求人は、補正③について、以下のように回答した。

- ・報告されたもの以外で、学校長・学校が把握したもの（記録・メモなども含む）
- ・事務局が直接把握したもの。
- ・学校長等が体罰等と判断した場合でも、必ず報告とあるが、学校長が、体罰等について、体罰とあえて断定できなかった場合、及び問題があったと判断したが、報告書を提出する必要はないとした場合もある。今回請求をうけ、各学校に学校長に調査、聞き取りをした上での対応を求める。

5 実施機関は、補正①から③を踏まえ、本件請求内容①及び②を以下のとおり確定した。

(1) 令和元年度（2019年度）「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件」、「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件」（以下、これらを「令和元年度体罰等事件」という。）について

ア 事務局に報告された報告書

イ これに付随して、上記ア以外の学校の記録やメモ

ウ 学校からの報告によらず、事務局が直接把握した場合の記録

(2) 学校長が令和元年度体罰等事件に該当するものと判断したが、事務局に報告しなかった事件について、学校の記録やメモ（以下「本件対象文書①」という。）

(3) 学校長が令和元年度体罰等事件に該当するかどうか判断できず、事務局に報告しなかった事件について、学校の記録やメモ（以下「本件対象文書②」という。）

(4) 令和元年度（2019年度）、文部科学省から体罰又は体罰ではないかとして調査した件について報告を求められた際の通知文書及び実施機関が提出した回答文書（以下「本件対象文書③」という。）

6 同月25日、本件公開請求に対して、本件対象文書①及び②について、条例

第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められることを理由として請求を却下し、本件対象文書③について、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開とした決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

7 同年 2月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

なお、実施機関は、本件公開請求に対して、本件処分の他に一部公開決定を行っているが、本件審査請求は、本件各処分に対して行われたものである。

第 3 実施機関の主張

1 本件各処分においては、文書の特定ができないことにより請求を却下するとともに、文書不存在により非公開決定を行っている。

(1) 本件対象文書①及び②（以下「本件各対象文書」という）について、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため、請求を却下する。

(2) 本件対象文書③について、文部科学省から体罰又は体罰ではないかと調査した件について報告を求められていないため、当該行政文書は存在しない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書①については、文書の特定ができないことにより、請求を却下した。これは、本件対象文書①は「学校長が体罰等に該当するものと判断したが、事務局に報告しなかった事件」に関する学校の記録等の公開を求めるものであるが、学校長が体罰等に該当すると判断した場合、学校長は事務局に報告することとされており、該当する事件は存在しえず、その上で審査請求人がいかなる文書を求めているのか判断できないためである。

(2) この請求に関して、審査請求人は、学校長が体罰等を認めながら事務局に報告しない事案があるのではないかと疑義を持ち、補正③の回答において、各学校へ調査するよう記載している。しかし、このような記載は、実施機関の事務に対する要望であって、そのような事案があると判断すべき特段の事情もない以上、行政文書公開請求制度における文書の特定に必要な

な事項の記載ではない。

- (3) 本件対象文書②についても、文書の特定ができないことにより、請求を却下した。これは、本件対象文書②は「学校長が体罰等に該当するか判断できず、事務局に報告しなかった事件」に関する学校の記録等の公開を求めるものであるが、このような事案は、適正な指導を曲解した事案や単なる誤解、具体性が全くなく調査自体着手できない事案など様々な可能性があるところ、いずれも体罰等と判断できないものであることからして、本件公開請求の内容からはどのような事案を指すのか具体的に特定することができないためである。

この請求に関して、実施機関は、審査請求人に対し、請求内容の確認や具体化のために数度にわたり補正依頼したにもかかわらず、審査請求人はこれに応じることなく、本件却下に至っている。

- (4) 本件対象文書③については、文書不存在により非公開としている。これは、文部科学省から、体罰又は体罰ではないかとして調査した件について、報告を求められた事例がないためである。

- (5) 審査請求の理由について

審査請求人は、本件審査請求書の「審査請求の理由①」において、審査請求人の把握する事案に関係する文書が存在するはずであると述べている。しかし、本件却下の理由は、「行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため」であって、実施機関において請求の内容からどのような事案を指すのか具体的に特定することができないためである。審査請求人の把握する具体例を提示することは、それこそが実施機関が求めた請求内容の具体化の一例であって、審査請求の理由として失当である。

- (6) また、本件審査請求書の「審査請求の理由②」には「事案があったことを把握した」とあり、同じく「審査請求の理由③」には「請求に対する文書があることは、確かである」とあるが、これらの主張は、大要、「文書が存在するはずであるのに特定されていない」という内容に過ぎず、「請求の内容からどのような事案を指すのか具体的に特定することができないため」行われた本件却下に対する審査請求の理由としては、失当である。

さらに言えば、審査請求人は、審査請求書の「審査請求の理由」に記載するとおり、請求内容を具体化する情報を所有していると自ら述べていながら、実施機関の求める文書の特定に係る補正の要請に応じず、実施機関の事務に関する要望を繰り返したのである。これは、条例によって公開請

求者に付与された公開請求権本来の目的を逸脱するのではないかとの疑いが生じるおそれのある行為であると考える。

(7) 実施機関の対応に瑕疵はないこと

実施機関は、審査請求人に対して、本件公開請求の請求内容の確認や具体化をするため、3度にわたって補正依頼を行った。補正依頼においては、審査請求人の他の行政文書公開請求との比較、具体的な文書名や事案の場合分けを提示したり、具体的な請求内容の記載を求めたりするとともに、事務局職員が審査請求人と直接面談し、聞き取りや説明を行うなど、文書を特定するための合理的努力を行った。それにより、一部の文書を特定し、行政文書一部公開決定を行っている。

このように、実施機関は、文書の特定のため合理的な努力を行っており、その対応に瑕疵はない。なお、本件却下決定を通知する際にも、行政文書非公開決定通知書による通知だけでなく、詳細な内容や補正の経緯を文書で説明している。

第4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書①から③の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の理由①電話などによる相談・苦情等についての内容に関する文書（学校からの報告、記録など）があるはずなのに、公開されていない。

(2) 審査請求の理由②学校名は特定しがたいが、2019年度、体罰等事件に関する事案があったことを把握した。

(3) 審査請求の理由③実施機関に対する公開請求であり、実施機関とは学校を含むものであり、請求に対する文書があることは確かである。

(4) 2021年 9月 9日情報提供で、実施機関から「体罰に関する調査」等の提出、令和元年度、令和2年度を受け取った。この表にある、実施機関が行った「体罰に関する調査」は、体罰報告書としては提出されていないということである。

(5) 少なくとも、体罰報告書2019年度は、中学校で3件ある。但し、この報

告数については、文部科学省への報告数かどうか、指導室に確認したところ、数値は、教職員課とは異なるとのことであった。文部科学省への報告は、教職員課が行うということの様である。この時点で明らかになったのは、体罰について、指導室と、教職員課が把握しているものは、異なるということであり、情報公開法による、請求に対して、公表されるときに、指導室と教職員課が、一致した対応ということではないということである。この時点では、文部科学省へ実施機関が「体罰」に関する調査報告をしたかどうか、したとしたら何件したのかを把握しないで、非公開にしたというである。「体罰」単独でないとしても、処分等に関する報告の中には確かに「体罰」に関する項目もある。

(6) 本件対象文書③に対して、存在しないとした指導室、生涯学習課の理由は、あるかないかの調査等をしないで、決定をしたことになり違法である。

(7) 2019年（令和元年） 6月14日に事案が、学校において、顧問に聞き取ったので体罰の事案はないという記載があるが、該当する生徒等への、聞き取りについては不明である。被害生徒への聞き取りもなく、判断していることに疑問をもつ。このような調査で、学校長が体罰でないと判断したとしたら、厳密な体罰調査ということはできない。あいまいな対応ということになり、体罰の、隠ぺいに等しい、事態であるといわざるを得ない。

このような場合でも、体罰という学校長の判断はなくとも、当然報告書が提出されているはずである。報告書が提出されていないとしても、このような場合、学校において聞き取り、調査等を行っている記録があるはずである。今回の請求においては、調査報告書もしくは、学校にある記録が公開の対象になるといえる。

(8) 2019年 9月 2日不適切な指導ではないかと問題とされ調査した事件(資料 3)について、「体罰は絶対に行わないことを指導してきた」とあるから、当然報告書が提出されていると思われるが、「体罰ではないかとして問題として調査した事案」として、報告がなされたかどうか不明である。

2021年 9月14日公開窓口で、事務局職員に、措置要求書を公開して受け取って、判明した件、要求書の中にあった、「学校名は黒塗り」2019年度と、2020年度、学校において、「体罰が報告されている」ことに関して、報告書が出ているのかどうかを聞く。いつの時期のものかも伝える。調べてみるとのことであった。2019年度に関しては、回答対応を見てから、意見等を述べることにする。

(9) 現時点で、情報提供（資料 1）された、 3件の中に、前記した 2件がど

のような扱いになっているのか、含まれているのかどうか、明確でない。2019年度の体罰ではないかとして問題となって調査した事案について、入る事案なのか、入らないとしたらなぜ入らないのか、入る事案に入っていないのか、どのような扱いになっているのかも不明。これ以外にもあるのかなのか、学校も含め調査を求めるものである。情報公開請求に、対して、正確な情報を公開するという責任と義務が実施機関にはあるということである。当然調査等なされた上での判断を期待する。

- (10) 体罰に関する報告書については、実施機関は、1990年度分小・中で再調査（1992年 7月22日新聞資料 4）報道がある。報道記事から次のようなことが明らかになった。「体罰」の項目で発生件数を一件と報告したが再調査した結果、18件あることがわかった。

事務局は学校に照会せず事務局内の書類に残っていたものだけで報告していたことを認めた。事務局が学校側に面接調査をしたところそのうち 7 件は「懲戒指導の範囲を超え親の理解が得られていない」ものだったという。学校教育部長は…事務局内部で体罰に関する考え方に食い違いがあった。今後は体罰報告を文書で一元化し徹底させていくと話している。

- (11) 文部科学省への報告制度内容は、多少変化した部分もあるようであるが、上記で報道されたことは現在にも通ずることといえる。各学校に照会をせず、事務局内の書類で、判断したということは今回の事案に通じる。1992 年には、数が少ないという指摘を受け、面接調査を行っている。

- (12) 本件では、まったく動きがないように見える。体罰に関する考え方の食い違いについては、実施機関と、社会一般の食い違いともいえる。もしくは人権感覚の違いがあり過ぎるといわざるを得ない。指摘がなされても、各学校の調査をとったことが逸脱しているような言い方は、基本的対応をしませんという、居直りともいえる、姿勢であるといえる。実施機関の弁明書にその感覚が見える。請求人は、各学校に、調査をしてもらいたいということを述べてきたが、弁明書では、あたかも、目的を逸脱しているという理由とも云いかねない弁明である。もし回答がしてもらえらるなら、聞きたい、何が聞きたかったのか、「体罰」に関しての、該当する学校名ですか、教諭名ですか、日時ですか、など、あるが、回答できることとできないことがある。口頭で、それらは回答したはずである。補正もした。突然却下だった。

- (13) 実施機関は、（各学校への調査）を述べるのみであり…やむをえず却下したと却下の理由を請求人の責任にすり替えている。1992年の対応からす

るなら、実施機関がやるべきは、請求者に非があるような弁明でなく、少なくとも各学校に調査をすることである。

文書特定のために合理的な努力を行っており、各学校にあるかないかを調査すれば済むことであり、まずは、その努力をせずに、合理的努力を行っており、という弁明は、何を言いたいのか、理解できない。

(14) 実施機関は、1992年に立ち戻り、合理的努力として、「体罰」に関する各学校への調査を行うことが求める。とともに、明確な「体罰」に関する内容の、（実施機関、学校にある）文書を公表することを求める。「体罰」事案の扱いがあいまいになることを危惧している。

(15) 実施機関における、「体罰」報告書をみることから、さらに、報告書を公開請求して、「体罰」等の公開された文書をみることだけにしぼられることでなく、実態を広く知りたいということにある。教員の児童生徒に対する、不適切行為（教員による、生徒に対する「体罰」、暴力を含む）について知りたい。

(16) 実施機関は、調査等をし詳細を知りえる立場にある。実施機関は、非公開等の処分をした以上、知りえた資料を明らかにして、具体的調査内容、結果についても明らかにしてもらいたい。

(17) 体罰ではないかと指摘等された事案は、すべて文書にて報告をするという理解を実施機関、実施機関職員、学校全職員が理解してもらうことをあらためて、受け止めてもらいたいということである。それが、審査請求人が求める、「体罰」についての情報を知りたいということに対しての、対応の基本であるということである。

(18) 公開請求に当たって、請求人の求めるものからいうと、「体罰報告書」、「体罰ではないかと問題となって調査した事例」という表現は、適切でないかもしれない。実施機関職員に、真意が伝わっていないから、「教員の児童・生徒に対する不適切行為」と広げているということ。実施機関にとって文書名の特定ということになると、特定できたら探すのは簡単であるかもしれないからである。もし、文書がない場合、その文書名に該当するものはないということで済むからである。実施機関の建前でいえば、今回の事案において、それらの用語にあった文書はないといわれて済まされそうである。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が本件各対象文書に対して条例第 6条各項に規定する形式的要件を満たしていないとして行った本件処分の妥当性並びに本件対象文書③を不存在として行った本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件公開請求の対象となる行政文書の特定について

ア 審査請求人が本件公開請求において公開を求める行政文書は、令和元年度体罰等事件についてわかる行政文書並びに令和元年度に実施機関が体罰等について文部科学省へ報告したことがわかる行政文書であることが窺われる。

イ 本件公開請求について、学校等の教育機関を所管する実施機関の文書管理上、調査範囲が広範となり合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、審査請求人に対し、請求趣旨を確認し、実施機関が作成・取得する行政文書名やその様式を示し請求内容を具体的に示すよう3回の補正を求め、その回答を踏まえ請求内容を本件対象文書①から③と確定したものである。

(2) 本件各対象文書について

ア 条例第 6条第 1項について

(ア) 同項は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

(イ) 同項における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、

公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

イ 条例第 6 条第 2 項について

(ア) 同項では、公開請求書に形式上の不備があると認められる場合に、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとしている。また、この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとしている。

(イ) 同項における公開請求書に形式上の不備があると認められる場合とは、記載されていない事項がある場合や、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、行政文書が特定できない場合等をいい、相当の期間とは、補正を行うのに社会通念上必要と認められる期間をいう。また、補正の参考となる情報とは、行政文書検索目録その他公開請求者が行政文書を特定するために必要な情報をいう。

(ウ) 実施機関によって行政文書の管理及び運営の状況が異なることは通常想定されうるため、合理的な努力で公開請求の対象となる行政文書を特定できるかどうかは請求内容や実施機関における行政文書の管理など具体的な状況に応じて、個別に判断されるべきである。

ウ 本件各対象文書は、令和元年度に起きた体罰等の事案に関して事務局に報告されず学校等が保有する行政文書を求めるものであると解される。

エ 上記第 2 のとおり補正①から③を通じて、実施機関は体罰等の把握に関する事務の説明をし、体罰等に関して作成・取得する行政文書を提示したほか、学校等が保有する行政文書まで探索することは、調査範囲が広範で文書特定までに相当の期間を要するため、請求対象とする学校や事案などを具体的にすることが必要であることを説明し適正に補正を依頼したことが認められる。

オ 一方、審査請求人は補正手続に対して都度形式的に回答しているものの、学校等が保有する行政文書の探索を一貫して求め続けているにすぎず、審査請求人の主張は条例第 6 条第 2 項による補正の趣旨に沿っておらず、審査会は、これを認めることはできない。

カ 以上のことから、実施機関により審査請求人に対し、補正手続が求め

られ、最終的に本件各対象文書として請求内容を確定した。しかし、本件各対象文書は、事務局が保有する体罰等に関する行政文書に該当するとは認められず、実施機関の「学校が保有する行政文書の探索や確認をするまでの義務は有していない」旨の主張は、これを不合理であるとまではいえない。

(3) 本件対象文書③について

ア 本件対象文書③は、令和元年度に文部科学省から体罰等について報告を求められた際の通知及び実施機関が提出した回答であると解される。

イ 実施機関は、本件対象文書③を不存在とした理由について、文部科学省から体罰等に係る報告を求められた事例がないためと主張しているが、一方で、上記第 4 の 2(5) において、実施機関のうち本件処分を行った所管課とは別の部署で、文部科学省へ体罰件数等を報告している旨を審査請求人に説明していることが認められる。

ウ 実施機関に確認したところ、本件処分を行った所管課が体罰等について文部科学省へ報告することはないが、児童生徒に対する体罰の実態を把握し体罰禁止の徹底を図ることを目的とした文部科学省の調査（以下「本件調査」という。）は毎年実施されており、上記イのとおり実施機関内の本件処分を行った所管課とは別の部署が回答をしているとのことであった。

エ 以上のことから、実施機関が本件対象文書③を不存在として行った本件処分は妥当ではないので取り消し、本件調査に係る行政文書を特定した上で改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の主な経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 6 月 7 日	諮問書の受理
8 月 18 日	弁明書の受理
9 月 27 日	反論意見書の受理

令和 6年 4月19日 (第71回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第73回第 1小委員会)	調査審議
7月19日 (第74回第 1小委員会)	調査審議
8月 9日 (第75回第 1小委員会)	調査審議
9月20日 (第76回第 1小委員会)	調査審議
9月30日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年 7月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 6年 8月30日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、同一事件に関する事案又は類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

- 2 同月25日、審査請求人から当審査会に対し、口頭で提出期限の延長を求める旨の連絡があった。
- 3 同月26日、審査請求人に対し、上記 1の調査内容は複雑ではないことから、特段の理由があると判断できなければ、延長することなく決定することを予告し、同年 8月 7日までに具体的な理由を書面で提出することを求めた。
- 4 同月29日、審査請求人から当審査会に対し、理由の項目を記載した書面の提出があった。
- 5 同年 8月 9日、審査会は、審査請求人の延長の申し出について審査したところ、特段の理由は認められず、仮に審査請求人から意見書又は資料の提出がない場合でも、本件審査請求に対する審査会の結論をまとめることができ

るものと判断した。その上で、同日、審査請求人に対し、上記 2の延長の申し出には応じられない旨を通知した。

6 同月13日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査に係る質問等を記載した書面の提出があった。

7 同月15日、審査請求人に対し、上記 6の書面のうち、本件調査に係る訂正箇所について回答するとともに、その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。

8 同月19日及び20日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 7の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。

9 同月23日、審査請求人に対し、上記 8の書面のうち、本件調査の意見書等の提出にあたり必要と判断した部分について回答するとともに、再度その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。

10 同月27日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 9の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。

11 同月30日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書及び資料の提出があった。

12 同年 9月20日、審査会は、上記11の意見書及び資料を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀